

公立大学法人島根県立大学の各事業年度に係る業務実績評価  
(年度評価)について

【評価制度の概要】

(1) 根拠条項

地方独立行政法人法第 28 条 1 ～ 5 項

(2) 評価対象

公立大学法人島根県立大学の各事業年度における業務実績

(3) 評価をする者

島根県公立大学法人評価委員会

(4) 評価の方法

毎事業年度終了後 3 月以内に業務実績報告書を提出。(法人 委員会)

中期計画の実施状況を調査・分析。

の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に  
評定。

(5) 評価結果の通知

委員会は、評価結果を法人に通知し、必要があるときは業務運営の改善勧告。

委員会は、法人に通知・勧告した事項を知事に報告し、公表。

(6) 議会報告

知事は、委員会から報告を受けた事項を議会に報告。

年度評価フロー(法28条)

法人は毎年度終了  
後3月以内に業務  
実績報告書を評価  
委員会に提出

評価委員会によ  
る調査・分析

当該事業年度の  
中期計画の実施  
状況の調査、分  
析

評価委員会によ  
る評価及び業務  
改善勧告

当該事業年度の  
業務の実績全体  
について総合的  
な評定を行う。

法人に通知

知事に報告  
評価結果を  
公表

知事は議会  
へ報告

ABCや評語等で評価結果を示す。

## 【国・先行県における評価概要と年度評価の方向性】

国立大学法人評価委員会による評価概要及び先行県の評価概要は、別紙のとおり。

先行県では国立大学法人評価と同様か、又は一部アレンジした制度。

### 国・先行県の評価制度に見られる主な特徴

法人の年度計画の進捗に係る自己評価を前提とした評価となっている。

評価は、項目別評価と全体評価で構成されている。

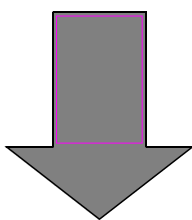
項目別評価結果は、A B C 付け等のランク及び評語で表される。

全体評価結果は、中期計画の進捗状況全体について記述式で表される。

教育研究に関する事項について、その特性への配慮からランク付けは行わず、外形的・客観的事項に限定してコメントする方法をとる設立団体も一部にある。(国も同様)

#### 教育研究の特性とは

- ・教育研究は、相互に複雑に関連し合いながら実施され、個々の事業毎の客観的な達成度を示すことが困難。
- ・研究は、教員の自由な発想で行われることから、事業計画に即した進捗度を測定することが困難。
- ・研究について、成果が得られるまでの間は、事業の進捗度について客観的な説明をすることが困難。
- ・教育については、研究との関連から実施されることが多く、事業の進捗度の客観的な説明が困難。



### 「年度評価実施要領(たたき台)」作成の方向性

大学の業務実績を国や自治体が事後チェックする制度は、平成17年度からスタートした新しい取り組みであり、各自治体も国や他県の取り組みを参考としながら手探りで評価を行っているのが実情。

このため、国や先行他県の評価ノウハウや成果を踏まえつつ、評価手法等の見直しや精度を高めていく必要があることから、基本的には、国、他県で行われている方法に準拠した評価を行う。